

## 八戸市防犯灯設置等事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町内会その他の団体が行う防犯灯設置等事業（以下「事業」という。）に要する経費（以下「工事費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 道路 道路法（昭和27年法律第180号第2条第1項）に規定する道路及び公共的な施設に通じている公衆用道路その他市長が防犯灯を設置する必要があると認める公衆用道路をいう。
- (2) 防犯灯 道路を通行する歩行者の夜間の通行の安全確保及び犯罪防止を図るための照明灯をいう。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、事業で設置する防犯灯及び灯具について、それぞれ事業の内訳の区分ごとに次の表に定める1灯当たりの補助基準額（工事費が当該補助基準額に達しないときは当該工事額）に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。この場合における合計額の算定に当たっては、同表に定める事業の内訳の区分ごとに計算した補助金の額が同表に定める区分ごとの合計額の上限額を超える場合は当該上限額とし、これにより算定した合計額が同表に定める補助合計額の上限額を超える場合は当該上限額とするものとする。

区 分	1 灯当たりの 補 助 基 準 額	1 灯当たりの 補 助 限 度 額 (参 考)	区 分 ご と の 合 計 額 の 上 限 額	補 助 合 計 額 の 上 限 額
1 灯柱設置 L E D 灯 具 取 付	76,000円	38,000円	100,000円	100,000円
2 L E D 灯 具 取 付	40,000円	20,000円		

(補助の対象となる防犯灯)

第4条 補助の対象となる防犯灯は、新設に係るもので、かつ、次に定める基準に適合するもので

なければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 構造形式

ア 灯具は、契約電力が20ワット以下のLED灯であること。

イ 灯柱は、金属製又は木製で、堅牢かつ優美なものであること。

ウ 灯柱及び灯具を1つの区域にまとめて設置する場合は、個々の形状が異なるものであること。

(2) 設置場所

ア 歩道と車道の区分がある道路に設置する灯柱は、歩道内に設置され、かつ、歩道縁石との間隔が0.3メートル以上あるものであること。

イ 歩道と車道の区分がない道路に設置する灯柱は、将来の道路計画等に配慮したものであること。

ウ 街路樹がある道路に設置する灯柱は、街路樹との間隔が3.0メートル以上あるものであること。

エ 道路の交差点、曲がり角又は横断歩道付近に設置する灯柱は、道路照明施設設置基準（平成19年9月5日国都街第19号・国道交安第29号国土交通省都市・地域整備局長・道路局長通知）に従ったものであること。

オ 灯具の取付高さは、道路の場合は4.5メートル以上、その他の場合は4.0メートル以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、飲食店街又は商店街を形成する町内会その他の団体が設置する防犯灯は、補助の対象としない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（交付申請）

第5条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

(1) 防犯灯設置工事設計見積書

(2) 取付箇所位置図

(3) 道路占用許可書の写し（灯柱を私有地以外の土地に設置する場合に限る。）

(4) 防犯灯を設置する土地の所有者の承諾書（灯柱を私有地に設置する場合に限る。）

3 補助金の交付申請は、1団体につき年度内1回限りとする。

（交付決定）

第6条 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うも

のとする。

(取下期日)

第7条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して30日とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の実績報告書は、別記第3号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事費支払領収書
- (3) 電力会社提出の電気使用申込書の写し
- (4) 防犯灯設置後の現場写真

(確定)

第9条 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(交付時期)

第10条 補助金は、規則第13条の規定によりその額の確定した後、防犯灯を設置した者(以下「設置者」という。)からの請求に基づき、一括交付する。

(設置者の義務)

第11条 補助金の交付を受けて設置した防犯灯の維持管理に要する経費は、設置者の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、防犯灯の維持管理に要する経費のうち、電力使用料については、別に定めるところにより市長に対しその負担を申請することができる。
- 3 設置者は、常に防犯灯の状況に留意して、その機能の万全を心がけるとともに、美観の保持に努めなければならない。

附

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附

この要領は、平成29年4月1日から実施する。